

町田市街づくり景観審議会条例

上記の議案を提出する。

令和6年(2024年)2月22日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

## 町田市街づくり景観審議会条例

### (設置)

第1条 町田市の街づくり及び景観づくりの総合的な推進に資するため、町田市街づくり景観審議会（以下「審議会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

- (1) 町田市景観条例（平成21年6月町田市条例第23号）の規定により審議会の権限に属する事項
- (2) 町田市住みよい街づくり条例（令和3年12月町田市条例第40号）の規定により審議会の権限に属する事項
- (3) 町田市屋外広告物条例（令和 年 月町田市条例第 号）の規定により審議会の権限に属する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、街づくり及び景観づくりの総合的な推進に関し市長が必要と認める事項

### (組織)

第3条 審議会は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者 7人以内
- (2) 街づくり又は景観づくりに関係する団体の代表 7人以内
- (3) 公募による市民 2人以内

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。ただし、原則として、通算して10年を限度とする。

(臨時委員)

第5条 市長は、特別又は専門の事項を調査審議するために必要があると認めるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員の任期は、前項の特別又は専門の事項の調査審議が終了したときまでとする。

(会長)

第6条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(専門部会)

第7条 専門の事項を調査するため、又は町田市屋外広告物条例第28条第1項第2号に掲げる屋外広告物等の許可に関する事項（以下「特例許可事項」という。）について調査審議するため必要があるときは、審議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長が指名する委員5人をもって組織する。

3 専門部会に部会長を置き、専門部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、専門部会の事務を掌理し、専門の事項の調査又は特例許可事項の調査審議の経過及び結果を審議会に報告する。

5 審議会は、特例許可事項に係る専門部会の議決をもって町田市屋外広告物条例第28条第2項の答申に係る審議会の議決とすることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町田市規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和33年4月町田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後		改正前																																														
第2条 前条の特別職は、次のとおりとする。		第2条 前条の特別職は、次のとおりとする。																																														
(1) ~ (47) 略		(1) ~ (47) 略																																														
(48) <u>街づくり景観審議会委員</u>		(48) <u>街づくり審査会委員</u>																																														
(49) ~ (53) 略		(49) ~ (53) 略																																														
(54) <u>削除</u>		(54) <u>景観審議会委員</u>																																														
(55) ~ (70) 略		(55) ~ (70) 略																																														
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">職名</th> <th>報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td rowspan="3"><u>街づくり景観審議会</u></td> <td>会長</td> <td>日額 25,500円</td> </tr> <tr> <td>学識経験者</td> <td>日額 21,700円</td> </tr> <tr> <td>その他委員</td> <td>日額 10,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>		職名		報酬額	略		略	<u>街づくり景観審議会</u>	会長	日額 25,500円	学識経験者	日額 21,700円	その他委員	日額 10,000円	略		略	略		略	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">職名</th> <th>報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td rowspan="3"><u>街づくり審査会</u></td> <td>会長</td> <td>日額 25,500円</td> </tr> <tr> <td>学識経験者</td> <td>日額 21,700円</td> </tr> <tr> <td>その他委員</td> <td>日額 10,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td rowspan="3"><u>景観審議会</u></td> <td>会長</td> <td>日額 25,500円</td> </tr> <tr> <td>学識経験者</td> <td>日額 21,700円</td> </tr> <tr> <td>その他委員</td> <td>日額 10,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>		職名		報酬額	略		略	<u>街づくり審査会</u>	会長	日額 25,500円	学識経験者	日額 21,700円	その他委員	日額 10,000円	略		略	<u>景観審議会</u>	会長	日額 25,500円	学識経験者	日額 21,700円	その他委員	日額 10,000円	略		略
職名		報酬額																																														
略		略																																														
<u>街づくり景観審議会</u>	会長	日額 25,500円																																														
	学識経験者	日額 21,700円																																														
	その他委員	日額 10,000円																																														
略		略																																														
略		略																																														
職名		報酬額																																														
略		略																																														
<u>街づくり審査会</u>	会長	日額 25,500円																																														
	学識経験者	日額 21,700円																																														
	その他委員	日額 10,000円																																														
略		略																																														
<u>景観審議会</u>	会長	日額 25,500円																																														
	学識経験者	日額 21,700円																																														
	その他委員	日額 10,000円																																														
略		略																																														

(準備行為)

3 第3条第2項の規定による委員の委嘱に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても、同項の規定の例によりすることができる。